■判決: 大阪地裁 25 民事部平成 18 年 10 月 19 日判決

1. 担当弁護士

山崎省吾·加藤恵一

2. 業者名

大平洋物産

3. 手続

3.1. 判決

① 判決・裁判官

大阪地裁 25 民事部 H18.10.19 判決 鳥飼晃嗣

② 出典

例集 45 巻掲載予定

4. 結論

① 元本欠損額

1169万8250円

② 認容額 (解決額)

1299万8250円

③ 過失相殺

過失相殺なし

5. 取引内容

① 取引期間

平成 16年7月27日~平成16年11月19日

② 市場・商品名

東穀・トウモロコシ

③ 特定売買率

55.6%

④ 手数料化率

53.04%

⑤ 売買回転率

12.24 回

6. 委託者の属性

① 性別・年齢(生年)・最終学歴・職業

男性・昭和 10 年生

② 取引経験

先物・株式経験なし

7. 過失相殺の理由

過失相殺なし。

本件取引は暴利行為,公序良俗違反,故意の詐欺的取引であること 加害者